第２表

託送費用関連配賦項目表

項　　目		費　用　の　内　容
製造需要費		
	ＬＮＧ圧送費用	ＬＮＧの圧送設備の建設・維持・管理に関する費用
	その他工場費用（導管の圧力制御に関する費用に限る。）	その他工場設備の建設・維持・管理に関する費用（導管の圧力制御に関する費用に限る。）
供給需要費		
	高圧導管費用	高圧導管の建設・維持・保全に関する費用
	中圧導管費用 （中圧Ａ導管費用と中圧Ｂ導管費用に区分するときは）	中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
	中圧Ａ導管費用	導管への供給圧力0.3MPa以上1.0MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
	中圧Ｂ導管費用	導管への供給圧力0.1MPa以上0.3MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
	低圧導管費用	低圧導管の建設・維持・保全に関する費用
需要家費用		
	供給管・メーター費用	供給管の建設・維持・保全、及びガスメーターの設置・維持・管理に関する費用
	検針費用	ガスメーターの検針に係る費用
	集金費用	ガス料金の調定・料金収納に係る費用
託送供給関連部門特定費用		託送供給関連部門に特定される費用
事業税		営業費用に計上されるものに限る。

別表第２（第４条関係）

託　送　資　産　の　算　定　方　法

１　託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すること。ただし、ガス導管事業者にあっては、工具器具備品等の少額資産等については人員比によって配賦することができる。

２　毎事業年度決算確定値をもとに次表の方法によって算定すること。ただし、金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあっては、直近の託送供給料金算定時のレートベースにより算定することができる。

項　　目	算　　定　　方　　法
建設仮勘定	期首期末平均又は期央残高の額とする。
設備勘定（有形）	期首期末平均又は期央残高の額とする。
無形固定資産	期首期末平均又は期央残高の額とする。
長期前払費用	期首期末平均又は期央残高の額とする。
運転資本	営業費等（減価償却費、固定資産除却損等を除く。）の合計額の1.5月分とする。
繰延資産	期首期末平均又は期央残高の額とする。

本支管投資額の算定方法

供給計画作成等要領（平成11年通商産業省告示第642号）に定める供給計画様式第12（以下「供給計画様式第12」という。）に掲げる「輸送導管」及び「本支管（輸送導管以外）」に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。ただし、ガス導管事業者にあっては、ガス事業法施行規則第２条の２に規定する特定導管に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。

別表第３（第５条関係）

超過利潤額等の算定方法

１．別表第１により作成した託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第22条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第22条の２第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第37条の８において準用する法第22条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第37条の８において準用する法第22条の２第１項に規定する届出を行っている事業者（以下「承認事業者」という。）については、⑵、⑶及び⑸は整理することを要しない。

⑴　託送供給関連部門事業報酬額は、法第22条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に託送供給関連部門事業報酬額として整理した額（ガス導管事業者にあっては、法第37条の８において準用する法第22条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際の事業報酬額）を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。ただし、承認事業者にあっては、法第22条の２第１項に規定する届出及び法第37条の８において準用する法第22条の２第１項に規定する届出を行った事業年度において別表第２により作成した託送資産明細書における託送資産合計に当該年度の事業報酬率を乗じて得た額とすること。

⑵　減少事業報酬額は、法第17条第１項に基づく認可を受け、又は同条第４項の規定により届け出た供給約款、法第22条第１項及び第２項（ガス導管事業者にあっては、法第37条の８において準用する法第22条第１項及び第２項）の規定により届け出た託送供給約款の料金（以下「直近改定時料金」という。）を設定した際に算定した額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。

⑶　補償料収入及び附帯サービス料収入は、その他託送供給関連収益に括弧書として整理した額とすること。ただし、直近改定時料金を設定した際に、一般ガス料金算定規則第７条（ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則第10条）の控除項目として、これに係る金額を整理していなかった場合に限る。

⑷　法人税補正額は、託送供給関連部門の営業外費用（その他に限る。）、託送供給関連部門の営業外収益（雑収入を除く。）、託送供給関連部門の特別損益、補償料収入及び附帯サービス料収入に整理した額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。

⑸　想定原価と実績費用の乖離額は、法第22条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理した託送供給関連部門原価（一般ガス料金算定規則別表第４に掲げる機能別原価項目のうち、同規則第10条第２項に掲げるものをいう。以下同じ。）の合計額（ガス導管事業者にあっては、法第37条の８において準用する法第22条第１項及び第２項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理したガス導管事業総原価）を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。